

中華人民共和国  
北京消防訓練センタープロジェクト  
実施協議調査団報告書  
(付・長期調査員報告書)

平成9年9月



国際協力事業団  
社会開発協力部







中華人民共和国  
北京消防訓練センタープロジェクト  
実施協議調査団報告書  
(付・長期調査員報告書)

平成9年9月

国際協力事業団  
社会開発協力部



1149878 {9}

## 序 文

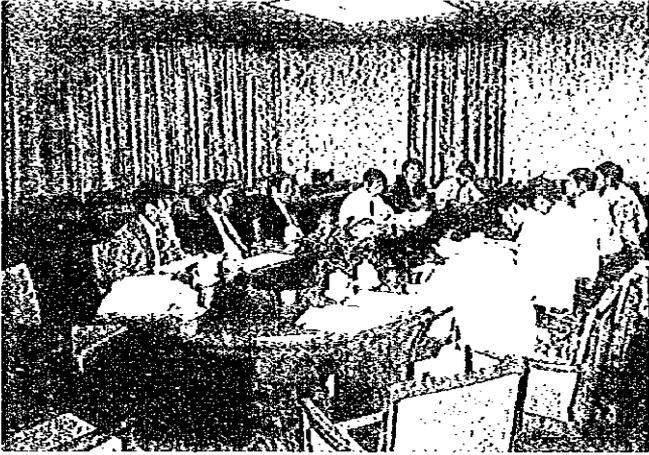
中華人民共和国では近年の経済発展で急速な都市化が進むにつれて、国民の生命と財産の安全を守る防災事業の重要性が高まっている。なかでも政治経済の中心地であり、世界的な文化遺産や建築物の多い首都・北京では、急ピッチで増加する中・高層建築や地下施設の火災に対応できるよう、消防技術の改善が急務になってきた。こうした状況から中華人民共和国政府は我が国に、都市型火災の消防技術とそのための人材を育成するプロジェクト方式技術協力を要請してきた。

これを受けて国際協力事業団は、1995年10月の基礎調査をはじめ、事前、長期各調査を重ねてきたが、今般はこれらの調査結果に基づいて技術協力の詳細を中華人民共和国側と協議し、討議事録（R/D）の署名を取り交わす運びとなったため、1997年（平成9年）8月11日から同16日まで、自治省消防庁消防課長 山口勝己氏を団長とする実施協議調査団を現地に派遣した。この結果、同年10月1日から5年間にわたって「北京消防訓練センタープロジェクト」が実施されることになった。

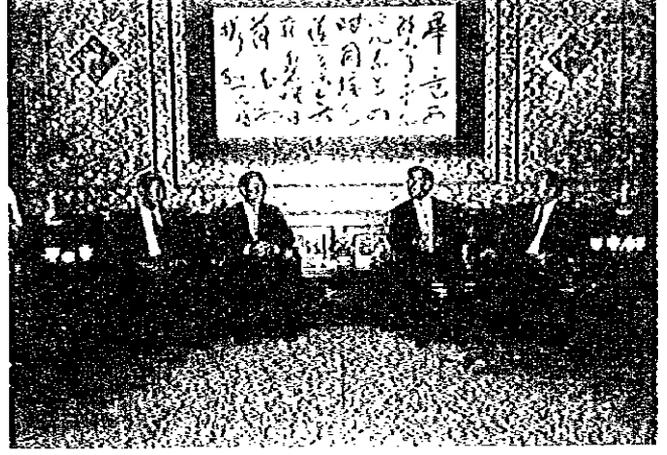
本報告書は同調査団の協議・調査結果を取りまとめたものに、先の長期調査員報告書を添えたものであり、今後プロジェクトの推進にあたって、広く活用されることを願うものである。ここに、調査にあられた各位をはじめ、外務省、自治省消防庁、東京消防庁、在中国日本国大使館など、内外関係各機関の方々に深く謝意を表するとともに、今後とも一層のご支援を賜るよう、お願い申し上げる次第である。

平成9年9月

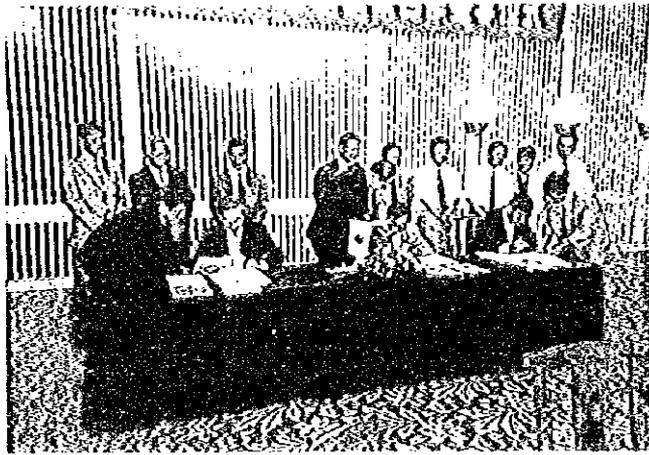
国際協力事業団  
理事 佐藤 清



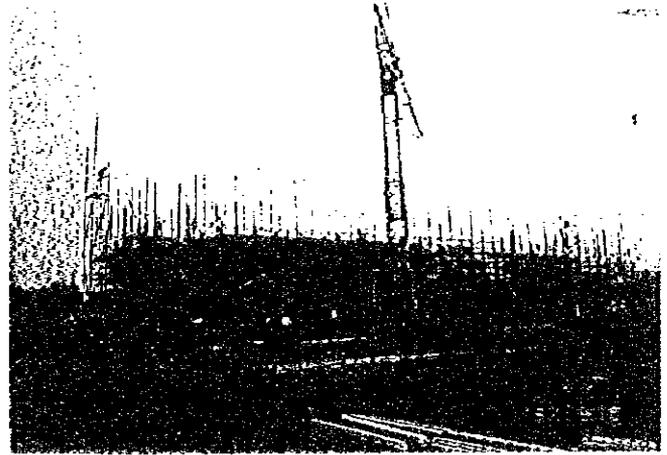
中国側との協議



陸宇澄北京市副市長との会見



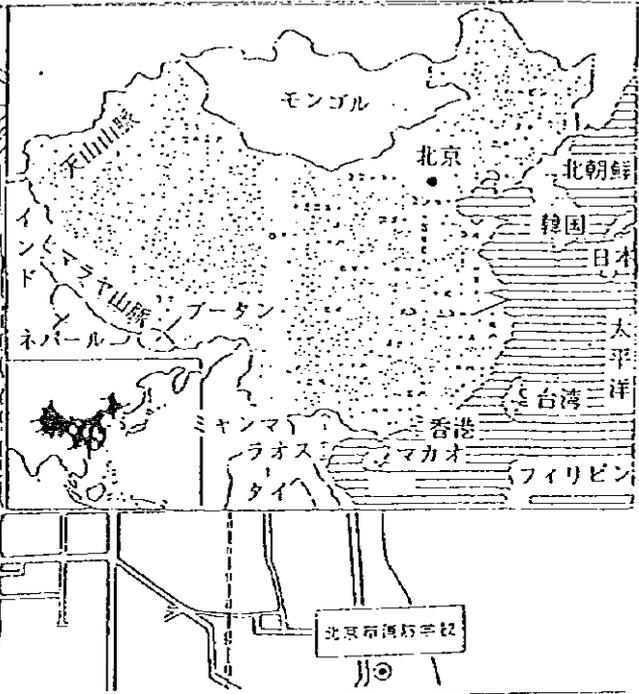
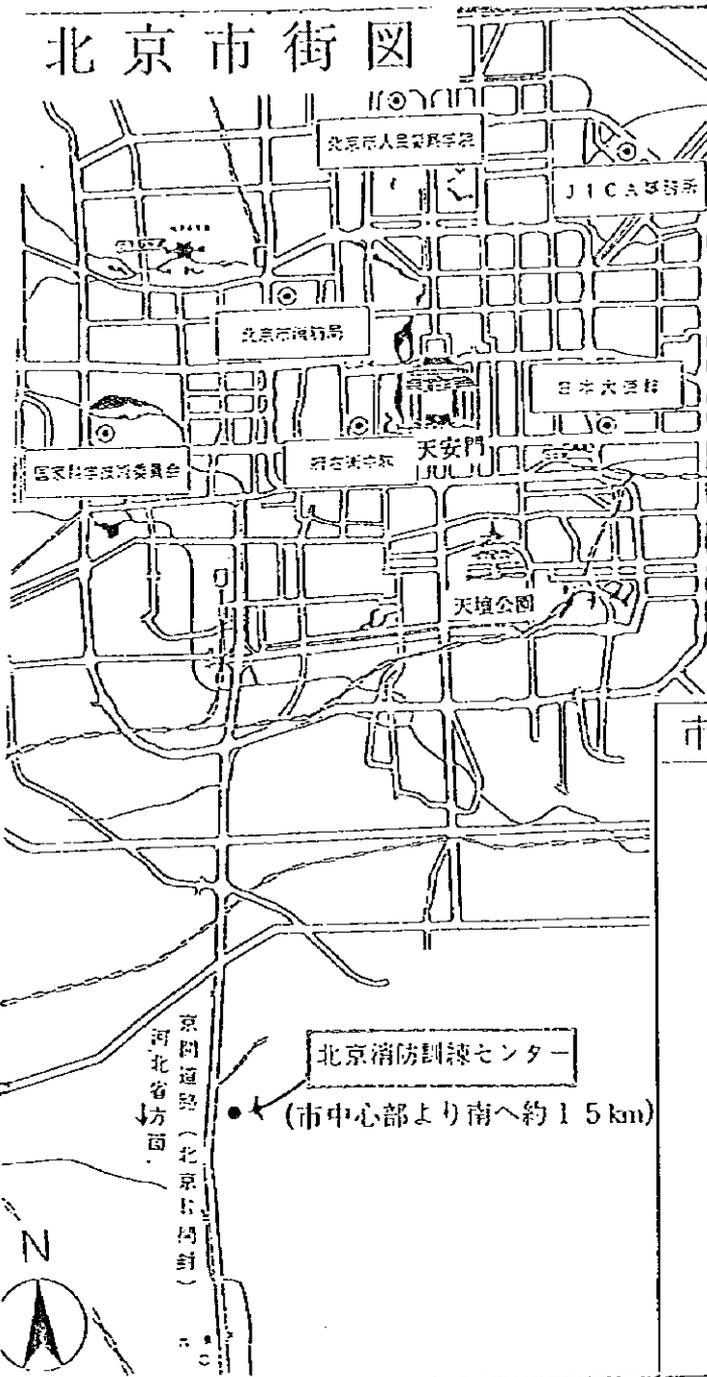
討議議事録署名式の写真



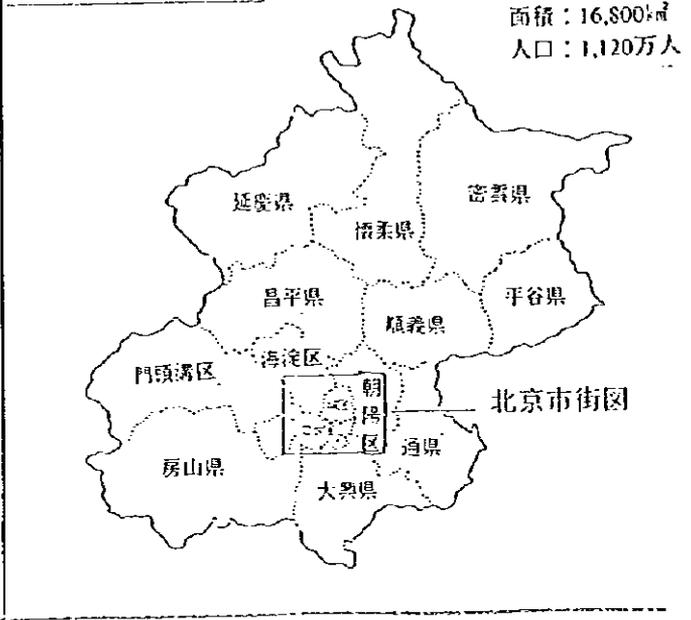
訓練センター工事現場写真

プロジェクトサイト図

北京市街図



市全体図





# 全 体 目 次

序文

写真

地図

第Ⅰ部 実施協議調査団報告書 .....	1
第1章 実施協議調査団の派遣 .....	5
第2章 要約 .....	9
第3章 討議議事録の交渉経緯 .....	12
第4章 プロジェクト実施上の留意点 .....	71
第Ⅱ部 長期調査報告書 .....	77
第1章 長期調査員の派遣 .....	81
第2章 協力分野の現状及び動向 .....	85
第3章 プロジェクトの範囲 .....	87
第4章 プロジェクトの実施体制 .....	89
第5章 日本側の投入 .....	92
第6章 プロジェクト開始までの今後の計画 .....	96
第7章 R/D締結までの今後の取り組み .....	99
資料	
資料1. メモランダム .....	103
資料2. 消防教育の現状及び動向 .....	126
資料3. 北京消防訓練センターと他消防教育機関の関係 .....	129
資料4. プロジェクト・デザイン・マトリックス .....	130
資料5. 5か年暫定実施計画表 .....	132
資料6. 実施する研修・訓練の範囲 .....	133
資料7. 本プロジェクト実施のための中国側予算 .....	136
資料8. 建設工程企画許可附件(建設工程計画許可書付属資料) .....	137
資料9. 北京消防訓練センター組織機構図 .....	145

資料10. 合同調整委員会の機能及び構成	146
資料11. 供与機材にかかる日本と中国の役割（仮定事例）	147
資料12. 日本側供与機材整備計画	153
資料13. 北京消防訓練センターの概要設計図面等	156
資料14. 北京消防訓練センター建設工程計画表	166
資料15. 北京消防訓練センター設計の助言及び確認事項	168
資料16. 北京市人民警察学院消防学科カリキュラム表	171
資料17. 北京市消防学校（消防指揮学科）カリキュラム表	172
資料18. 北京市消防学校（防火管理学科）カリキュラム表	173
資料19. 北京市消防局消防養成訓練コースカリキュラム表	174
資料20. 市民防災組織体制図	176

## 第I部

# 実施協議調査団報告書



# 目 次

第1章 実施協議調査団の派遣	5
1-1 調査団派遣の経緯と目的	5
1-2 調査団の構成	6
1-3 調査日程	7
1-4 主要面談者	8
第2章 要約	9
第3章 討議議事録の交渉経緯	12
3-1 交渉経緯	12
3-2 討議議事録等	14
3-2-1 和文議事録等	14
3-2-2 中文議事録等	34
3-2-3 英文議事録等	58
第4章 プロジェクト実施上の留意点	71
4-1 中国側実施体制	71
4-2 実施計画	71
4-3 研修計画	73
4-4 センター工事進捗状況	73



## 第1章 実施協議調査団の派遣

### 1-1 調査団派遣の経緯と目的

中国においては、特に近年急速な経済発展を遂げた都市部において、防災体制の整備が急務となっており、中国政府は「消防安全養成訓練活動展開に関する通知」（1994年12月：公安部・労働部）及び「消防改革・発展綱要」（1995年1月：公安部通達）を全国の自治体に発布し、防災体制の整備に取り組んでいる。特に、重点防火施設（高層、地下建築物、危険物取扱工場等）を多数保有する都市部は、専門の消防研修センターを設置し、消防局職員及び消防関係者の育成、レベル向上を推進すべきであることを重点的に指導している。

特に、政治、経済の中心地であり、かつ世界的な文化遺産建築物を有している。首都・北京市においては、増加し続けている中高層建築物や地下施設の火災に対応しうる消防体制の改善が急務とされている。前述の政府指導に先駆け、1992年12月に「北京都市全体計画1991年～2010年」及び「北京市消防事業建設計画」が策定され、そのなかで、①都市計画上の消防配慮、②消防規範、建築基準の見直し及びその基準の厳格な執行、③人材育成及び広報の強化、④消防署の増設、⑤消防装備の増強に関する具体的な施策をあげており、政府としては、各自治体における消防事業展開のモデル的な役割を北京市に期待している。かかる状況から、中国政府の要請に基づき、日本政府は平成3年度、4年度に通信システム（1式）と消防車両（31台）の調達に関する無償資金協力を実施し、消防装備強化に協力した経緯がある。

さらに、人材面においても北京市消防局は、消防局職員及び事業所から一般市民に至るまでの幅広い人材育成を行うために、1995年10月「北京消防訓練センター」の設立を決定した。当局は同センターにおいて、より近代的（特殊建築物に対する消防技術）及び実践的（実習・訓練重視）な教育システムを築くことにより、近代消防体制の人材面での強化を図ろうとしている。しかしながら、中国には近代消防における体系的な教育システム作りの経験が乏しく、かつ技術的なノウハウも十分でないため、近代消防に関する進んだ消防技術を有している日本政府に対し、プロジェクト方式技術協力を要請してきた。

この間の経緯は表-1にまとめたとおりである。

表-1 これまでの経緯

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
無償資金協力	N/A 92.4 (車両) 92.6 (システム)	93.3完了 93.3完了				
プロジェクト要請書受理				95.1		
基礎調査・事前調査				95.10 (基礎)	96.6 (事前)	
長期調査						97.3
実施協議調査						97.8

これまでの調査の結果、日本側は、中国の首都・北京市に近代的な消防体制を整備することが急務であることを確認し、消防体制及び技術向上は市民の生命財産を守る裨益効果が大きく、日本の技術協力の必要性があることも確認した。

今般、これらの一連の調査結果に基づき、技術協力に必要な諸事項（専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、中国側人員配置、センター建設）の詳細を中国側と協議し、討議議事録（Record of Discussions : R/D）を締結する目的で実施協議調査団が派遣された。

#### 1-2 調査団の構成

- |               |       |                                 |
|---------------|-------|---------------------------------|
| (1) 総括 (団長)   | 山口 勝己 | 自治省消防庁消防課長                      |
| (2) 警防技術 (団員) | 尾崎 研哉 | 東京消防庁総務部消防監                     |
| (3) 予防技術 (団員) | 村上 敬  | 自治省消防庁消防課国際協力係長                 |
| (4) 施設運営 (団員) | 森 一   | (財)日本消防設備安全センター国際協力部主査          |
| (5) 協力企画 (団員) | 木野本浩之 | 国際協力事業団社会開発協力部社会開発協力第一課<br>課長代理 |
| (6) 業務調整 (団員) | 田中 徳成 | 国際協力事業団社会開発協力部社会開発協力第一課<br>特別囑託 |

### 1-3 調査日程

日順	月 日	移動及び活動内容
1	8月11日(月)	10:40 東京 →→→ 北京 (13:25) NH-905 15:00 JICA中国事務所打合せ
2	12日(火)	09:00 国家科学技術委員会表敬 10:30 北京市消防局表敬 14:00 北京市科学技術委員会表敬 14:30 中国側との協議
3	13日(水)	09:30 中国側との協議 13:30 中国側との協議
4	14日(木)	午前 討議議事録(R/D)ミニッツ案作成 午後 討議議事録(R/D)ミニッツ最終確認 18:00 署名式
5	15日(金)	09:30 北京消防訓練センター建設現場視察 11:00 専門家住居視察 15:30 JICA中国事務所報告 16:30 日本国大使館報告
6	16日(土)	15:00 北京 →→→ 東京 (19:15) NH-906

### 1-4 主要面談者

[中国側]

(1) 北京市政府

陸 宇澄 副市長

(2) 中国国家公安部消防局

張 劍明 副処長

(3) 中国国家科学技術委員会

葉 冬柏 国際合作司日本処 処長

姜 小平 国際合作司日本処 処員

(4) 北京市科学技術委員会

王 世雄 副主任

劉 敬華 国際合作処 処長

(5) 北京市計画委員会

姚 志華 投資処 処長

(6) 北京市消防局

張 宝林	政治委員
劉 瑞祥	局長
蘇 向明	副局長 (北京消防訓練センター主任)
李 進	弁公室 副主任
趙 澤明	北京消防訓練センター 副主任
陳 益新	北京消防訓練センター 副主任
陳 明	北京消防学校教務部 主任
楊 国甫	北京消防訓練センター 教務部 (通訳)
孔 令文	通訳

[日本側]

(1) 日本国大使館

島村 喜一 経済部 二等書記官

(2) JICA 中国事務所

熊岸 健治	所長
木村 信雄	次長
新井 明夫	次長
魚屋 将	所員

## 第2章 要約

本調査団はプロジェクトを実施するための基本文書となる討議議事録（Record of Discussion：R/D）、暫定実施計画（Tentative Schedule of Implementation：TSI）及びミニッツの締結を目的に中国側関係機関（北京市科学技術委員会、北京市消防局）と一連の協議を行った。本プロジェクトの実施機関である北京市消防局は、平成3年度から4年度にかけて、日本政府から無償資金協力を受けた経緯があり、日本の技術協力の仕組みについても一定の理解があったことから、双方の協議は比較的スムーズに行われ、R/D、TSI及びミニッツはおおむね日本側原案どおり署名が行われた。

本プロジェクトの技術移転活動拠点となる北京消防訓練センターは、耐熱耐煙訓練棟や高層訓練棟等を活用して実火災を想定した本格的な人材育成をするための消防訓練センターとして、国家公安部、国家科学技術委員会及び北京市政府が大変注目している。訓練センターが本格的かつ順調に運営されれば、モデル的な訓練センターとして、他の大都市、例えば上海、広州への影響も大きい。

センターの運営に携わる職員及び技術移転対象者であるカウンターパート（C/P）は、実施協議時には、北京市消防局の組織改編が行われている最中であったため、まだ正式に決まっていない状況である。これについては、中国側から組織改編による人事異動が1997年9月頃に終了し、プロジェクト協力を開始する10月1日までにセンター職員及びカウンターパートを配属するとの説明があった。

センターの工事進捗状況は、若干遅れているものの、ほぼ当初の計画どおり1998年8月までに全体工事が竣工する予定である。

なお、R/Dの署名式には、北京市政府の代表として、陸宇澄副市長が出席した。

本協議で合意されたプロジェクト概要は以下のとおりである。

### (1) 目的

北京市消防局の消防業務能力が向上する。

### (2) 協力期間

1997年10月1日から5年間

### (3) プロジェクトの活動

#### 1) 運営体制の確立

- ① 北京市の消防体制（法制度、人材育成、技術面）のレビューを行う
- ② 組織運営体制に必要な要員、教官及び講師を確保する
- ③ 人事・予算・施設管理機能を整備する

#### 2) 施設・機材計画の整備

- ① 施設／機材計画を策定する
- ② 計画された機材の購入及び設置を行う
- ③ 機材の使用方法の講習を実施する
- ④ 施設と機材の良好なメンテナンスを検討する

#### 3) コースの運営

（対象分野：消火戦術、防火検査と監督、火災原因調査、市民防火防災、危険物防火安全管理、消防設備操作及びメンテナンス、建築防火）

- ① 研修ニーズ調査を行う
- ② カリキュラム・教材の現状調査を行い、カリキュラム・教材を開発する
- ③ 教官・講師の指導を行う
- ④ 各コースを実施する
- ⑤ 各コースを評価する

#### 4) 市民教育

- ① センター内に市民防災コーナーを整備する
- ② 防災に関する市民教育の手法を改善する（消防演習、避難訓練等）

#### 5) プロジェクトの投入

<日本側>

- ・ 専門家派遣：長期専門家、短期専門家
- ・ 本邦研修員受入れ
- ・ 機材供与

<北京市側>

- ・ 施設・建物
- ・ 人員の配置：準備委員会  
センター職員  
カウンターパート
- ・ 運営費：人件費  
研修運営費

施設維持管理費  
光熱・水道費  
その他管理費

(4) 平成9年度日本側投入

1) 専門家派遣

チーフアドバイザー、業務調整員を1997年10月に、消火戦術及び技術訓練の専門家を1997年12月に派遣することを表明した。

2) 研修員受入れ

1998年1月から3月中に、3名の研修員を受入れることを表明した。

## 第3章 討議議事録の交渉経緯

### 3-1 交渉経緯

#### (1) 中国国家科学技術委員会（科術委）表敬

葉冬柏国際合作司日本処長から本プロジェクトに関し、以下のとおりコメントがあった。

北京市では近年、急速な経済発展に伴い高層建築物が急増しており、首都・北京の防災体制の整備が急務となっている。この背景から、北京消防訓練センタープロジェクト技術協力の意味は大変大きい。科技委としては、訓練センターが将来中国の他の大都市、上海、広州等のモデルになるよう期待している。

今回の実施協議にかかる討議議事録（R/D）、暫定実施計画（TSI）、ミニッツの内容に関しては、特に問題はないと思う。中国側の実施機関である北京市消防局は、以前日本政府の無償資金協力を経験しているので、日本側の技術協力の仕組みについてよく知っている。その意味から、今回実施する北京消防訓練センタープロジェクトはきっと成功すると思う。また、今後プロジェクトを進める過程でもし何か問題があれば、科技委としてもできるだけのことは協力していきたい。

#### (2) 北京市消防局表敬

劉瑞祥局長から本プロジェクトに関し、以下のコメントがあった。

1980年代以降、消防安全の観点から高層建築に対する建築基準を大変厳しくしていることもあり、近年においては大火災はまだ発生していないが、いったん火災が発生すると大惨事になる恐れがあるので、我々としては大変心配している。

北京市消防局は、以前日本政府から無償資金協力により、消防車両及び119消防指令システムの供与を受けた経緯があり、今回はまた人材育成の面においても日本側のご協力を得られることに関し大変感謝している。双方は良き協力実績があるので、今回実施する北京消防訓練センタープロジェクトは必ず成功することを確信している。

#### (3) 北京市科学技術委員会（北京市科技委）表敬

劉敬華国際合作処長から本プロジェクトに関し、以下のコメントがあった。

北京消防訓練センタープロジェクト実施協議調査団のご来訪を心から歓迎する。今回の実施協議にかかるR/D、TSI、ミニッツに関しては、特に大きな問題はないと思う。今回の実施協議に備えて、中国側の実施機関である北京市消防局も万全な体制で準備をしていると聞いているので、今回の実施協議が順調に行われ、署名できるよう期待する。

(4) 中国国家公安部

張劍明国家公安部消防局処長から、以下のコメントがあった。

中国国家公安部は、本プロジェクトの実施を大変重視している。今回の日本政府のご協力に対し、公安部消防局を代表いたしまして感謝の意を申し上げます。

北京市は、我が国において特別な意味を持っている都市であるため、北京市における消防上の安全問題は、我々公安部消防局にとって大変重要な任務である。

今回実施するプロジェクトは消防分野の人材育成において、きっと大きな役割を果たすことを確信している。

(5) 協議内容

R/D文書の内容については、中国側から主として中国側の負担事項に関して質問があったが、調査団からの説明を受け、ミニッツでかかる説明を確認し、R/Dについての原案どおりの内容で合意し、署名・交換を行った。

この協議の過程で、中国側から特に説明のあった点は以下のとおり。

1) センターの組織、人員構成

カウンターパートリストと同様9月上旬までに中国側から提出されることを確認した。

2) 日本人専門家の執務環境について

日本人専門家の執務環境に関し、日本側はセンターが完成するまでの臨時執務室の確保及び執務環境の整備（電話、FAX等）状況に関し中国側に確認したところ、中国側は日本側に対し、10月の長期専門家着任までに整備する旨約束した。

3-2 討議議事録等

3-2-1 和文議事録等

(1) 討議議事録

中国北京消防訓練センタープロジェクトのための技術協力に関する  
日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局との討議議事録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、山口勝己を団長とする日本側実施協議調査団（以下「調査団」という。）は中華人民共和国における中国北京消防訓練センタープロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、中華人民共和国を訪問した。

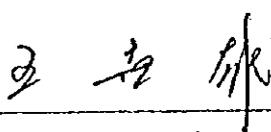
中華人民共和国滞在期間中、調査団は上記プロジェクトの有効な実施のために両国政府がとるべき必要な措置に関して中華人民共和国側関係当局と意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果、調査団と中華人民共和国側関係当局はそれぞれの政府に対し、附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

本書は等しく正文である日本語、中国語並びに英語により各2通を作成した。解釈に相違が生じた場合には、英語の本文によるものとする。

北 京 市  
1997年8月14日

  
山口 勝己  
実施協議調査団 団長  
国際協力事業団  
日 本 国

  
王 世 雄  
科学技術委員会 副主任  
北 京 市  
中華人民共和国

  
劉 瑞 祥  
北京市消防局 局長  
中華人民共和国

## 附属文書

### I. 両国政府間の協力

1. 中華人民共和国は、日本国政府の協力を得て北京消防訓練センタープロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を実施する。
2. プロジェクトは付表Iの基本計画に従い実施される。

### II. 日本国政府のとりべき措置

日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、日本国政府の負担において、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きに基づき、JICAを通じて以下の措置をとる。

#### 1. 日本人専門家の派遣

日本国政府は、付表IIの日本人専門家の役務を提供する。

#### 2. 機材供与

日本国政府は、付表IIIのプロジェクトの実施に必要な資材、機材（以下「機材」という。）を供与する。機材は、陸揚港及び（又は）空港において中華人民共和国関係当局へC. I. F. 建てで引渡された時点で、中華人民共和国政府の財産となる。

#### 3. 研修員受入

日本国政府は、日本国における技術研修のためプロジェクトに関係する中国側研修員を受入れる。

### III. 中華人民共和国政府のとりべき措置

1. 中華人民共和国政府は、関係当局と受益集団、団体をプロジェクトに十分かつ積極的に取り込むことを通じて、日本の技術協力実施中および終了後に、プロジェクトの主体的運営および自立性を確保するために必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、日本との技術協力の成果として中国側が習得した技術及び、知識を中華人民共和国の経済的および社会的発展に寄与させる。
3. 中華人民共和国政府は、上記II-1項にいう日本人専門家およびその家族に対し、中華人民共和国における付表IVの特権、免除および便宜ならびに同様の任務を遂行中の他国の専門家または国際機関の専門家と同等の特権、免除および便宜を与える。
4. 中華人民共和国政府は、上記II-2項でいう機材が付表IIの日本人専門家との協議に基づきプロジェクトの実施のために有効に使用されることを保証する。
5. 中華人民共和国政府は、中国側研修員が日本国における技術研修から得た知識及び経験がプロジェクトの実施に有効に利用されることを保証するため必要な措置をとる。
6. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、以下のものを中華人民共和国政府の負担において提供するため必要な措置をとる。
  - (1) 付表Vの中国側カウンターパートおよび事務局職員の役務
  - (2) 付表VIの土地、建物および付帯施設

21  
2

ky

- (3) 上記II-2のJICAを通じて供与される機材以外で、プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、スペアパーツおよびその他の部品の調達もしくは交換
  - (4) 中華人民共和国内における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜および北京市内の交通費
  - (5) 日本人専門家およびその家族に対する適当な家具付住居施設
7. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、以下の経費を中華人民共和国政府の負担において支出するため必要な措置をとる。
- (1) 上記II-2の機材の中華人民共和国内における輸送、据付け、操作及び維持に必要な経費
  - (2) 上記II-2の機材に対して中華人民共和国内において課される関税、国内税及びその他の財政課徴金
  - (3) プロジェクトの実施に必要なすべての運営経費

#### IV. プロジェクト管理

1. プロジェクトの総括責任者である北京市科学技術委員会 副主任は、プロジェクトの運営及び実施について包括的な責任を負う。
2. プロジェクトの実施責任者である北京消防訓練センター主任(北京市消防局副局长)は、プロジェクトの管理及び技術の諸事項について責任を負う。
3. 日本側チーフアドバイザーは、プロジェクトの総括責任者及び実施責任者に対しプロジェクトの実施に関する諸事項について必要な提言及び助言を与える。
4. 日本人専門家は中国側カウンターパートに対してプロジェクトの実施に関して必要な技術的事項について指導及び助言を与える。
5. プロジェクトに対する技術協力を効果的かつ成功裡に実施するため、付表VIIの機能及び構成をもつ合同調整委員会を設置する。

#### V. 合同評価

プロジェクト目標の達成度を確認するため、(中間および)協力期間終了6ヶ月前にJICAと中華人民共和国側関係機関を通じ、両国政府合同でプロジェクトの評価を実施する。

#### VI. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する技術協力に従事する日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、その遂行中に発生し、またはその他その遂行に関連して日本人専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。ただし、日本人専門家の故意または重大な過失から生じた請求については、この限りではない。

VII. 相互協議

両国政府は、この附属文書からまたはそれに関連して生じるいかなる主要事項についても相互に協議を行う。

VIII. プロジェクトへの理解と支援の促進

中華人民共和国政府は、プロジェクトに対する中華人民共和国国民の支援を促進する目的で、中華人民共和国国民に対するプロジェクトの広報のために適切な措置を取る。

IX. 協力期間

この附属文書に基づくプロジェクトの技術協力期間は、1997年10月1日より5年間とする。

16.8

17  
2

付表I 基本計画

1. 上位目標

北京市の消防対策が改善される

2. プロジェクト目標

北京市消防局の消防業務能力が向上する

3. プロジェクトの成果

- (1) 北京消防訓練センターの運営体制が確立される
- (2) 実習・訓練用機材が整備される
- (3) 消防職員及び事業所消防技術者の為の研修が運営される
- (4) 市民に対する防災に関する啓蒙活動が向上する

4. プロジェクトの活動

(1) 運営体制の確立

- 1-1 北京市の消防体制（法制度、人材育成、技術面）のレビューを行う
- 1-2 組織運営体制に必要な要員、教官及び講師を確保する
- 1-3 人事・予算・施設管理機能を整備する

(2) 施設・機材の整備

- 2-1 施設/機材計画を策定する
- 2-2 計画された機材の購入及び設置を行う
- 2-3 機材の使用方法の講習を実施する
- 2-4 施設と機材の良好なメンテナンスを検討する

(3) コースの運営

(対象7分野：消火戦術、防火検査と監督、火災原因調査、市民防火防災、危険物  
防火安全管理、消防設備操作及びメンテナンス、建築防火)

- 3-1 研修ニーズ調査を行う
- 3-2 カリキュラム・教材の現状調査を行い、カリキュラム・教材を開発する
- 3-3 教官・講師の指導を行う
- 3-4 各コースを実施する
- 3-5 各コースを評価する

(4) 市民教育

- 4-1 センター内に市民防災コーナーを整備する
- 4-2 防災に関する市民教育の手法を改善する  
(消防演習、避難訓練等)

14.4

副  
主

付表II 日本人専門家リスト

1. 長期専門家

- (1) チーフアドバイザー
- (2) 業務調整員
- (3) 以下の技術分野の専門家
  - a. 消火戦術及び技術訓練
  - b. 防火検査と監督
  - c. 火災原因調査技術
  - d. 市民防火防災教育指導
  - e. 危険物防火安全管理
  - f. 消防設備操作及びメンテナンス
  - g. 建築防火技術

(注) チーフアドバイザーは必要に応じて、上記のいずれかの技術分野の専門家を兼務する。

2. 短期専門家

必要に応じ、以下の分野の短期専門家を派遣する。

- a. 消火戦術及び技術訓練
- b. 防火検査と監督
- c. 火災原因調査技術
- d. 市民防火防災教育指導
- e. 危険物防火安全管理
- f. 消防設備操作及びメンテナンス
- g. 建築防火技術

(注) 短期専門家の指導分野、人数及び期間については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議の上、プロジェクトの進捗状況を考慮して決定する。

18.9

21  
3

### 付表III 機材リスト

1. 消火戦術及び技術訓練分野に必要な機材
2. 防火検査と監督分野に必要な機材
3. 火災原因調査技術分野に必要な機材
4. 市民防火防災教育指導分野に必要な機材
5. 危険物防火安全管理分野に必要な機材
6. 消防設備操作及びメンテナンス分野に必要な機材
7. 建築防火技術分野に必要な機材

- (注) 1. 上記機材は、日本人専門家が専門分野の技術移転を行う為に必要な機材に限る。  
2. 上記機材の機種、仕様及び数量については、日本の会計年度ごとに日中双方で協議の上、日本側の予算に応じて決定される。

u.g

27  
21

付表Ⅳ 日本人専門家に対する特権

1. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に海外から送金された報酬に対する、またはそれに関連して課せられる所得税及びその他課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族が持ち込む又は持ち出す個人的使用品並びに業務に関連する機材に対する関税その他の課徴金を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、日本人専門家及びその家族に対し、医療の便宜を提供する。

11.4

11  
2

付表V 中国側カウンターパート並びに事務局職員リスト

1. プロジェクトの総括責任者
2. プロジェクトの実施責任者
3. 以下の分野のカウンターパート
  - (1) 消火戦術及び技術訓練
  - (2) 防火検査と監督
  - (3) 火災原因調査技術
  - (4) 市民防火防災教育指導
  - (5) 危険物防火安全管理
  - (6) 消防設備操作及びメンテナンス
  - (7) 建築防火技術
4. 事務局職員（日本人専門家室配置の職員も含む）
  - (1) 管理部門のチーフと職員
  - (2) 秘書
  - (3) 通訳
  - (4) タイピスト
  - (5) 運転手
  - (6) 警備員
  - (7) 機材の運転・保守要員
  - (8) その他の職員

14.7

27  
5

付表VI 土地、建物並びに付帯施設リスト

1. プロジェクトの実施に必要な用地、建物及び付帯施設
2. 日本国政府から供与される機材の据え付け及び保管に必要な建物及び付帯施設
3. チーフアドバイザー、業務調整員及びその他の専門家のための適切な事務室及び必要施設

11.7

11.7

## 付表VII 合同調整委員会

### 1. 機能

合同調整委員会は、以下の機能を持ち、少なくとも年に一回、また必要が生じた時に開催する。

- (1) 本討議議事録（R/D）の枠内で策定された暫定実施計画に沿って、プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 年次計画に基づき技術協力全体の進捗状況を検討し、プロジェクトの有効な実施のための提言及び助言を与える。
- (3) 技術協力計画から生じる、または技術協力計画に関連する主要事項について討議し、意見交換を行う。

### 2. 構成

#### (1) 議長

北京市科学技術委員会 副主任

#### (2) 副議長

北京市消防局 局長

#### (3) 中国側

国家科学技術委員会国際合作司の代表

国家公安部消防局の代表

北京市科学技術委員会の代表

北京市計画委員会の代表

北京消防訓練センター所長

北京消防訓練センター副所長

その他議長が特に指名する者

#### (4) 日本側

チーフアドバイザー

業務調整員

チーフアドバイザーが特に指名する専門家

JICAから派遣される調査団員

JICA中国事務所の代表

(備考) 在中国日本大使館員は、合同調整委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(2) ミニッツ

中国北京消防訓練センタープロジェクトのための  
技術協力に関する討議議事録覚書

日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局は、相互に合意し、中国北京消防訓練センタープロジェクト（以下「プロジェクト」という。）のための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

附属文書には、R/Dに規定されたいくつかの特定の事項を明確化するために、双方により了解された内容を記録する。

北 京 市  
1997年8月14日

山口 勝己

山口 勝己  
実施協議調査団 団長  
国際協力事業団  
日 本 国

王 世 雄

王 世 雄  
科学技術委員会 副主任  
北 京 市  
中華人民共和国

劉 瑞 祥

劉 瑞 祥  
北京市消防局 局長  
中華人民共和国

## 附属文書

### I. プロジェクト管理

1. 調査団は、日本のプロジェクト方式技術協力においては、効率的・効果的なプロジェクトの運営管理および評価を行うために、通常、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）を導入している旨説明した。

双方は、協議の結果、以下の了解のもとに本プロジェクトにPDMを導入することに同意した。本プロジェクトのPDMは別添1のとおりとする。

- (1) PDMは、プロジェクトの技術協力についての認識を明確にするものであり、プロジェクトの目的達成に向けての論理的なステップを表すマトリックスである。
- (2) PDMは、R/Dの枠内で作成され、双方の同意に基づき、プロジェクトの進捗状況に応じて柔軟に改善されるものである。

### 2. プロジェクトの組織

- (1) 双方は、別添2の本プロジェクトの実施体制を確認した。
- (2) 調査団は、北京消防訓練センターが北京市消防局直属の組織となることを確認した。本センターの組織・人人体制が、プロジェクトの実施に支障のないように可及的速やかに確立されることを中国側に依頼し、中国側はこれを了承した。

### 3. 北京消防訓練センターの予算

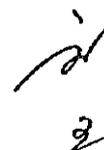
調査団は、本センターの予算がプロジェクトの実施に支障のないように確保、執行されることを中国側に依頼し、中国側はこれを了承した。

### II. 北京消防訓練センターの土地、建物及び施設

- (1) 中国側は別添3の建設工程を説明した。
- (2) センター完工までは、プロジェクト事務所を同センター敷地内の旧自動車学校内に置き、協力期間中の日本側専門家のための執務環境を中国側が用意することを確認した。

### III. カウンターパート

- (1) 中国側は、協力分野において、適切なカウンターパートを配置することを表明し、また、双方は、カウンターパートは専任であることを確認した。
- (2) 中国側は、別添4カウンターパート配置計画で示したカウンターパートリストを9月上旬までに日本側に提出するとともに、10月1日までにカウンターパートを配置することを表明した。



K-y

#### IV. 研修員受入れ

日本側は、中国側が協力期間内に25名の研修員受入れを希望することを認識した。双方は、研修員の受入れ人数、期間及び研修内容については、日本の会計年度ごと日中双方で協議のうえ、プロジェクトの進捗状況を考慮して決定されることを確認した。

#### V. 長期専門家の派遣

調査団は、日本人専門家のうち、チーフアドバイザー、業務調整員、の長期専門家を1997年10月に派遣する意向を表明した。中国側はこれを了解し、日本側の初年度投入に係る要請書のうちA1,A4フォームを8月末までに、A2-3フォームを10月末までに日本側に提出することを表明した。

#### VI. その他

1. R/D附属文書III-6-(5)に述べられている「適当な家具付住居施設」について中国側は、北京消防訓練センターの現状では、日本人専門家の家具付住居施設を提供する十分な施設能力が無いため、提供することが困難である旨、述べた。調査団は、現状を理解し、日本人専門家の住居について日本側が負担することに同意する旨述べた。また、双方は、中国側が日本人専門家の住居について斡旋の便宜を図ることを確認した。
2. R/D付表IV. 2にいう「個人的使用品」には、日本人専門家及びその家族が個人的に使用するため海外から持ち込む家財道具が含まれることに合意した。
3. R/D付表IV. 2に関し、調査団は、日本人専門家及びその家族の持ち込む私用車についての関税その他の税金も免除するよう申し入れし、中国側は、引き続き努力する旨、表明した。
4. 双方は、R/D附属文書II-1に基づき派遣される日本人専門家が、中国において技術移転に当たり使用する言語は日本語とし、中国側が適切な通訳を配置することを確認した。
5. R/D附属文書III-6-(4)に関し、中国側は、プロジェクトの開始当初から日本人専門家に対し北京市内の交通に必要な車両を提供することを表明した。



14.7

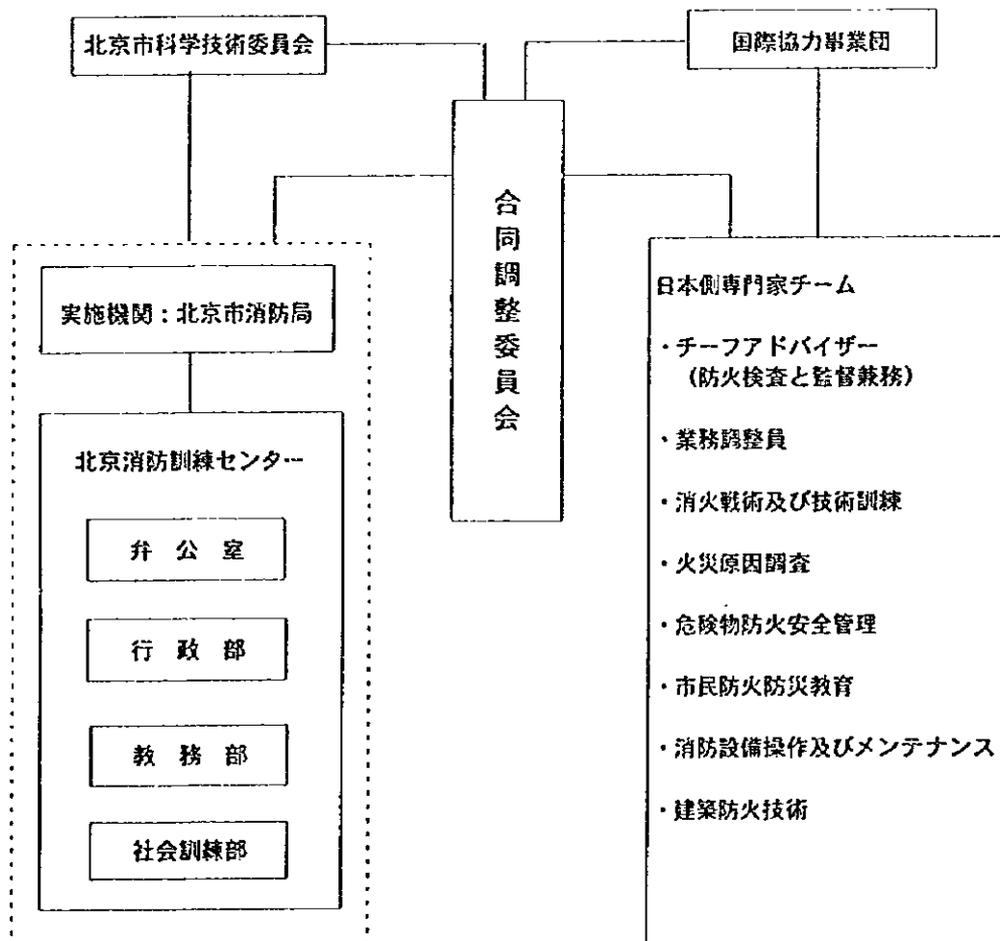
別添1 中国北京消防訓練センタープロジェクト・デザイン・マトリックス

プロジェクトの要約	指標	指標データ入手手段	外部条件
<p>上位目標</p> <p>北京市の消防対策が改善される。</p> <p>プロジェクト目標</p> <p>北京市消防局の消防業務能力が向上する。</p> <p>消防業務能力=職員自身の消防活動能力及び民間技術者から一般市民に対する教育指導能力</p>	<p>消防要員の増員</p> <p>消防設備の増強</p> <p>他都市からの委託研修実施状況</p> <p>他都市への講師派遣実施状況</p> <p>特殊火災に対する内容の研修コース数</p> <p>特殊火災対策に必要な機材設置状況</p>	<p>消防局データ</p> <p>センター年次報告書</p> <p>予算/経理書、定員表</p> <p>コース概要</p> <p>施設機材台帳</p> <p>人事研修記録</p>	<p>中国の消防体制強化政策が継続して実行される。</p> <p>事業所の責任者が防火・防災を推進する。</p> <p>北京市の消防体制強化(中隊・箇所の増強及び事業所消防要員養成強化)政策が継続して実施される。</p> <p>消防に因する基準が見直され、整備される。</p>
<p>成果</p> <p>1.北京消防訓練センターの運営体制が確立される</p> <p>2.実習・訓練用機材が整備される</p> <p>3.消防職員及び事業所消防技術者のための研修が運営される</p> <p>4.市民に対する防災に関する啓蒙活動が向上する</p>	<p>1.予算、職員配置要綱</p> <p>2.機材設置、及び維持管理状況</p> <p>3.コース教、カリキュラム及び教材開発状況</p> <p>4.センター乗防者数、セミナー実施数</p>	<p>1.予算/経理書、定員表</p> <p>2.施設機材管理台帳</p> <p>3.カリキュラム、教材リスト</p> <p>4.研修年次報告書</p> <p>5.乗防台帳、セミナー実施表</p>	<p>受講者が消防局及び事業所内で通所に配置される。</p> <p>消防の法・基準見直し。</p> <p>消防設備の増強がはかられる。</p>
<p>活動</p> <p>【運営体制の確立】</p> <p>1-1北京市の消防体制(法制度、人材育成、技術面)のレビューを行う</p> <p>1-2組織運営体制に必要な要員、教官及び講師を確保する</p> <p>1-3人事・予算・施設管理機能を整備する</p> <p>【施設・機材の整備】</p> <p>2-1施設/機材計画を策定する。</p> <p>2-2計画された機材の購入及び設置を行う</p> <p>2-3機材の使用方法的な講習を実施する</p> <p>2-4施設と機材の良好なメンテナンスを検討する</p> <p>【コース運営】</p> <p>(対象7分野 消防戦術、防火検査と監督、火災原因調査、市民防火防炎、危険物防火安全管理、消防設備操作及びメンテナンス、遠征防火)</p> <p>3-1研修ニーズ調査を行う</p> <p>3-2カリキュラム・教材の現状調査を行い、カリキュラム・教材を開発する</p> <p>3-3教官・講師の指導を行う</p> <p>3-4各コースを実施する</p> <p>3-5各コースを評価する</p> <p>【市民教育】</p> <p>4-1センター内に市民防火コーナーを整備する</p> <p>4-2防災に関する市民教育の手法を改善する(消防演習、避難訓練等)</p>	<p>投入</p> <p>中国領</p> <p>施設・建物</p> <p>人員の配置</p> <p>準備委員会</p> <p>センター職員</p> <p>カウンセラーパート</p> <p>運営費</p> <p>人件費</p> <p>研修運営費</p> <p>施設維持管理費</p> <p>光熱費水道費</p> <p>その他管理費</p>	<p>日本領</p> <p>専門家派遣</p> <p>長期専門家</p> <p>短期専門家</p> <p>供与機材</p> <p>本邦研修員受入</p>	<p>指導教官がセンターをやめない。</p> <p>消防局の予算が確保される。</p>

14.4

20

### プロジェクト実施体制図



14.7

14.7

15-8

北京消防訓練センター建設工程表

建 物	構造・規模	96年												97年												98年												備 考
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
1. 敷 地	27,376㎡	地盤調査 地盤強化 8月初試運転 運営～																																				2/3建設許可
2. 教学楼・防災館	R/C 4/0 延べ3,150.75㎡	6月初着工 5月竣工																																				
3. 訓練塔	R/C 8/1 延べ954.22㎡	6月初着工 5月竣工																																				
4. 宿舍棟	R/C /1 延べ2,050㎡予定	9月初着工 6月竣工																																				
5. 附属棟	食堂、車庫等 200㎡予定	4月着工 8月竣工																																				
6. 南熱帯運動場施設	R/C 1/0 未定	9月着工 11月竣工																																				
7. 外構整備	舗装、緑化 守衛室	6月着工 8月竣工																																				

別添3

15-8

## カウンターパート配置計画表

協力分野	人 数
1. プロジェクト管理者	5名
2. 消火戦術及び技術訓練	6名
3. 防火検査と監督	3名
4. 消防設備操作及びメンテナンス	2名
5. 市民防火防災教育	2名
6. 火災原因調査	2名
7. 危険物防火安全管理	2名
8. 建築防火技術	3名
合 計	25名

15.7

21  
2

(3) 暫定実施計画

中国北京消防訓練センタープロジェクトに関する暫定実施計画

日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局は共同で別添のとおり中国北京消防訓練センタープロジェクトの暫定実施計画を作成した。

この暫定実施計画は、日本側実施協議調査団と中華人民共和国側関係当局との間で中国北京消防訓練センタープロジェクトの実施に必要な予算が双方において確保されることを前提として合意した討議議事録に基づき策定された。本計画はプロジェクトの実施過程において必要が生じた際、討議議事録の枠内で変更されるものとする。

本書は等しく正文である日本語、中国語並びに英語により各2通を作成した。解釈に相違が生じた場合には、英語の本文によるものとする。

北 京 市  
1997年8月14日

山口 勝己

山口 勝己  
実施協議調査団 団長  
国際協力事業団  
日 本 国

王 世 雄

王 世 雄  
科学技術委員会 副主任  
北 京 市  
中華人民共和国

劉 瑞 祥

劉 瑞 祥  
北京市消防局 局長  
中華人民共和国

劉

中国北京消防訓練センタープロジェクト 暫定実施計画

投入/年次	1997/10~1998/3		1998/04~1999/03		1999/04~2000/03		2000/04~2001/03		2001/04~2002/03		2002/4~2002/9		備考	
	年次	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目				
協力期間	97/10/1												2002/9/30	
(日本側) 1.日本人専門家の派遣分野 1)長期専門家 ・チームアドバイザー (防火検査と監督業務) ・業務調整 ・消火戦術及び技術訓練 ・火災原因調査技術 ・市民防火防災教育指導 ・危険物防火安全管理 ・消防設備操作及びメンテナンス ・建築防火技術 2)短期専門家 2.研修員受入 3.機材供与 4.調査員派遣														
(中国側) 1.カウンタースタート配置 2.ローカルコスト負担 3.訓練センター建設														
			計画打合せ				巡回指導 (中間評価)				評価			
			98.8竣工											

2.12

16.7

(1) 討議議事錄

中华人民共和国有关部门和日本国实施协议调查团  
关于中国北京消防训练中心项目技术合作  
会谈纪要

为制定中国北京消防训练中心技术合作项目的详细计划，由日本国际协力事业团（以下简称JICA）派遣了以山口胜己为团长的日方实施协议调查团（以下简称调查团），访问了中华人民共和国。

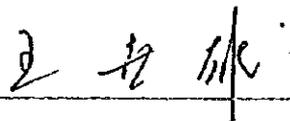
在中华人民共和国停留期间，中华人民共和国有关部门与调查团就两国政府有效实施上述项目应采取的必要措施交换了意见，并进行了一系列讨论。

讨论结果，中华人民共和国有关部门与调查团同意就附件所记录的各项事宜报告各自的政府。

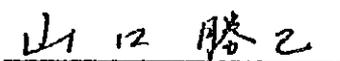
本会谈纪要用中、日、英文写成各两份，具有同等效力。在解释上若有分歧时，应以英文文本为准。

北京

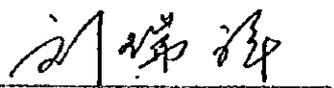
1997年8月14日



王世雄  
科学技术委员会副主任  
北京市  
中华人民共和国



山口胜己  
实施协议调查团团长  
国际协力事业团  
日本国



刘瑞祥  
消防局局长  
北京市  
中华人民共和国

## 附 件

### I 两国政府间的合作

1、中华人民共和国政府同日本国政府合作，实施中国北京消防训练中心项目（以下简称“项目”）。

2、该项目依照附表 I 的基本计划实施。

### II 日本国政府应采取的措施

根据日本国政府的现行法令，日本国政府以自己的费用，按照日本国政府技术合作方案通常的手续，通过 JICA 采取以下措施：

#### 1、派遣日方专家

日本国政府依照附表 II 派遣日方专家来华工作。

#### 2、提供器材

日本国政府提供附表 III 所列的实施项目所必要的机器、设备及其他材料（以下称器材）。器材在港口或在机场，以到岸价格（CIF）交付中华人民共和国有关部门，器材自交付中方之日起即成为中华人民共和国的财产。

#### 3、接收进修人员

日本国政府接收与项目有关的中方人员赴日本进行技术进修。

### III 中华人民共和国政府应采取的措施

1、中华人民共和国政府，通过所有有关部门，受益单位和团体的充分地积极地参与该项目，在项目的实施中及结束后，采取必要的措施以确保项目的自主运行和顺利开展。

2、中华人民共和国应使中方得到的知识、技术作为与日本国技术合作的成果，贡献于中国经济、社会的发展。

21  
2

15.7

3、中华人民共和国应向 II—1 所列的日方专家及其家属提供附表 IV 中所列的在中华人民共和国境内享有的特许权、免税及便利，以及与第三国或国际机构所派遣执行同样任务的专家享有同等的特许权、免税及便利。

4、中华人民共和国应确保通过与附表 II 所列的日本专家协商，上述 II—2 项的器材在项目的实施中得到有效的利用。

5、中华人民共和国为保证中方人员能把在日本技术进修中学到的知识和经验有效地应用到项目实施中去，采取必要的措施。

6、根据中华人民共和国的现行法令，中华人民共和国政府以自己的费用采取下述必要的措施：

①配备如附表 V 所列的中方对口人员及办公人员

②如附表 VI 所列的土地、建筑及设施；

③除上述 II—2 中的通过 J I C A 提供的器材以外，项目实施中所必须的机器、设备、器具、车辆、工具、备件及其他材料的提供或更换；

④在中华人民共和国境内对日本专家公务出差提供交通上的方便以及提供在北京市市内交通费；

⑤日本专家及其家属适当的带家俱的居住设施。

7、根据中华人民共和国的现行法令，中国政府采取必要的措施以满足：

①上述 II—2 的器材在中国境内运输、安装、操作及维修所必须的费用；

②上述 II—2 的器材在中国境内所要缴纳的关税、国内税及其它税金；

21

11.7

③项目实施所必要的运营费用。

#### IV 项目管理：

1、中华人民共和国北京市科学技术委员会副主任作为项目的总负责人，承担项目的实施及管理的全部责任。

2、北京消防训练中心主任（北京市消防局副局长）作为项目的实施负责人，承担项目管理方面的事项及技术性事项的责任。

3、日本专家组长将对实施项目中所包含的任何问题向项目总负责人及项目实施负责人提供必要的建议。

4、日本专家对中方对口人员就项目实施的有关事项给予必要的技术性指导与建议。

5、为使该项目的技术合作有效而成功的实施，建立一个联合协调委员会，该委员会的作用与组成如附表Ⅷ所述。

#### V 联合评估

为确认项目的进展程度在（中期以及）协作期限结束終了前6个月，通过JICA和中国方面有关部门由两国政府共同对项目进行评估。

#### VI 对日方专家的赔偿要求

从事项目合作的日方专家在中华人民共和国国内，为执行本职工作而产生的，或执行当中发生的，或执行其他相关工作中发生的对日方专家提出赔偿要求的情况时，中华人民共和国政府承担有关该赔偿的责任。但若系日方专家故意或因其它重大过失而产生的赔偿不在此规定之内。

#### VII 相互协商

两国政府，对由附属文件或者与此相关产生的一切重要事项，应相互协商。



**VII 促进对项目的理解与支持**

为促进对该项目的支持，中华人民共和国政府采取适当的措施使该项目为中国人民广泛了解。

**IX 合作期限**

根据该附件，项目技术合作期限是从1997年10月1日开始，为期5年。

21  
2

14.7

## 附表 I 基本计划

### 1、最终目标

提高北京市的消防对策水平。

### 2、项目目标

增强北京市消防局的消防业务能力。

### 3、项目的成果

- ①确立北京消防训练中心运营体系
- ②完备实习及训练器材
- ③实施对消防职员及社会相关消防人员的培训
- ④推进对公众进行有关防火防灾方面的宣传指导工作

### 4、项目的活动

- ①确立运营体系
  - 1-1 调查分析北京市的消防体系（法规、人员培训、技术方面）
  - 1-2 确保训练中心运营所需人员（教官及讲师）
  - 1-3 完备人事、预算、设施方面的管理机制
- ②完备设施及器材
  - 2-1 制定设施及器材计划
  - 2-2 按照计划进行器材的购置与设置
  - 2-3 实施有关器材、使用方法的讲习
  - 2-4 严加设施与器材的良好维护方案
- ③培训班的运行  
（7个领域：灭火战术与技术训练，防火检查与监督，火灾原因

21  
2

14.8

调查技术，市民防火防灾教育指导，危险物品防火安全管理，消防设备操作与维护，建筑防火技术）

3-1 进行培训需求调查

3-2 进行进行培训课程、教材现状调查与开发

3-3 进行教师培训

3-4 实施各专业培训班

3-5 评价各专业培训班

④市民防灾教育

4-1 完备训练中心市民防灾设施

4-2 改善有关防灾方面的市民教育方式（消防演习、逃生训练等）

21

2

11.7

## 附表 II 日本专家表

### 1、长期专家

① 专家组长

② 业务协调员

③ 以下技术领域的专家

a、灭火战术与技术训练

b、防火检查与监督

c、火灾原因调查技术

d、市民防火防灾教育指导

e、危险物品防火安全管理

f、消防设备操作与维护

g、建筑防火技术

(注) 必要时, 专家组长可兼任上述任何一个技术领域的专家。

### 2、短期专家

根据需要安排派遣以下领域的短期专家

a、灭火战术与技术训练

b、防火检查与监督

c、火灾原因调查技术

d、市民防火防灾教育指导

e、危险物品防火安全管理

f、消防设备操作与维护

g、建筑防火技术

(注) 短期专家的指导领域、人数及期限, 在每个日本财政年度由中日双方协商, 视项目的进展情况而定。

### 附表 III 器材清单

- 1、灭火战术与技术训练领域所需器材
- 2、防火检查与监督领域所需器材
- 3、火灾原因调查技术领域所需器材
- 4、市民防火防灾教育指导领域所需器材
- 5、危险物品防火安全管理所需器材
- 6、消防设备操作与维护所需器材
- 7、建筑防火技术领域所需器材

(注) ①上述器材只限于日本专家进行技术转让所必须器材

②上述器材的种类、规格及数量在每个日本财政年度，由中日双方协商，视日本的预算而定。

11  
2

16.7

## 附表 IV 日本专家享有的权益

1、中华人民共和国政府免征日本专家及其家属收到来自国外的与执行项目有关的生活费的所得税和其它征税。

2、中华人民共和国政府对日本专家及其家属带进或带出境的个人用品及有关业务器材免征关税及其它征税。

3、中华人民共和国政府对日本专家及其家属提供医疗方便。

21

3

12/2

附表 V 中方对口人员及办公室人员表

- 1、项目总负责人
- 2、项目实施负责人
- 3、以下领域中方对口人员
  - ①灭火战术与技术训练
  - ②防火检查与监督
  - ③火灾原因调查技术
  - ④市民防火防灾教育指导
  - ⑤危险物品防火安全管理
  - ⑥消防设备操作与维护
  - ⑦建筑防火技术
- 4、办公室人员（含日本专家办公室配置的人员）
  - ①管理部门的负责人及职员
  - ②秘书
  - ③翻译
  - ④打字员
  - ⑤司机
  - ⑥警卫
  - ⑦器材操作与维护人员
  - ⑧其它职员

21

5

14.7

## 附表 VI 土地、建筑物及附属设施清单

1、为项目实施提供所需的用地、建筑物及附属设施。

2、为日本国政府提供的器材进行安装保管提供必要的建筑物及附属设施。

3、为日方专家组长、业务协调员及其它专家提供合适的办公室及必要的设施。

12

12

## 附表 VII 联合协调委员会

### 1、职能：

联合协调委员会至少每年召开一次会议或必要时召开会议，其职能如下：

①根据本会谈纪要（R / D）框架内所制定的暂行实施计划，制定项目的年度计划。

②根据年度计划讨论技术合作总体的进展情况，为项目有效实施提出意见、建议。

③就技术合作计划本身产生的或与之相关的主要事项进行讨论并交换意见。

### 2、组成

#### ①委员长

北京市科学技术委员会副主任

#### ②副委员长

北京市消防局局长

#### ③中方

国家科学技术委员会国际合作司代表

国家公安部消防局代表

北京市科学技术委员会代表

北京市计划委员会代表

北京消防训练中心主任

北京消防训练中心副主任

由委员长特别指定的其他人员

21  
2

16.7

④日方

专家组长

业务协调员

专家组长特别制定的专家

J I C A 派遣的调查团员

J I C A 中国事务所代表

(备注)日本驻中华人民共和国大使馆人员可作为观察员参加联合协调委员会。

11  
5

14-7

(2) ミニッツ

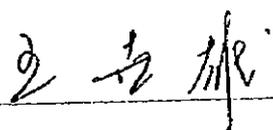
## 关于中国北京消防训练中心项目 技术合作会谈纪要备忘录

中华人民共和国有关部门与实施协议调查团，一致同意并签署了“中国北京消防训练中心”项目技术合作会谈纪要（以下简称R/D）。

为明确R/D中规定的若干特定事项，现将双方达成一致的内容记录于附件中。

北京

1997年8月14日



王世雄

科学技术委员会副主任

北京市

中华人民共和国

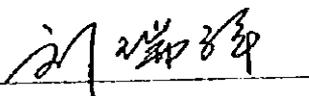


山口胜己

实施协议调查团团长

国际协力事业团

日本国



刘瑞祥

消防局局长

北京市

中华人民共和国

## 附 件

### I、项目管理

1、为了能够进行行之有效的项目运营管理及评估，调查团对日本专项方式技术合作采用通常的项目设计矩阵（R / D）事宜进行了说明。

讨论结果，双方在了解以下事项的基础上同意对本项目采用“PDM”，本项目的“PDM”见附表I。

①PDM明确表达了对专项方式技术合作的认识，是为达到项目目的理论性步骤的表达矩阵。

②PDM是在R / D范围内形成的，经双方同意，可根据项目的进展情况进行灵活的改进。

### 2、项目的组织机构

①双方确认了附表II中本项目的实施体制。

②双方确认了：北京消防训练中心是北京市消防局直属单位，为了不影响项目的实施，调查团向中方提出：本中心的组织及人员体制能够尽快得到保证，中方对此表示了解。

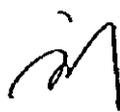
③北京消防训练中心的预算。

调查团向中方提出，希望训练中心的预算得到保证与实施。中方对此表示理解。

### II、北京消防训练中心的土地、建筑物及设施。

①中方说明了如附表3所示的基建工程安排。

②双方确认了在训练中心建筑物未竣工之前，在训练中心用地内（原汽车驾校场地内）设置项目临时办公室。中方在合作期间向日方专家提供办公环境。

  
2

16-8  
2

### III. 对口人员。

1、中方保证在双方合作领域内，选拔合适的对口人员。另外，双方还确认，对口人员原则上是专职的。

2、中方根据附表4（对口人员配备计划），于9月上旬向日方提供对口人员名单。10月1日前，对口人员进入工作状态。

### IV. 接收进修人员

中方说明了在合作期间内赴日进修人员数目为25人的要求，日方表示理解，但同时表示根据日本每一财政年度预算和项目进展情况，由中日双方协商确定。

### V. 长期专家的派遣：

调查团表示：日方将在1997年10月派遣专家组和业务协调员，中方对此表示理解，并且表明与日方第一年度投入有关的申请书，A1、A4表于8月底之前向日方提出；A2—3表于10月底之前向日方提出。

### VI. 其他

1、关于R/D附件III—6—(5)中所述“适当的带家具的居住设施”事宜，中方表示按北京消防训练中心的现状，不具备足够的设施能力，难以为日本专家提供带家具的居住设施。日方对此表示理解，并同意由日方负担专家的居住费用。同时，双方确认了中方在日方专家居住问题上提供方便。

2、双方同意关于R/D附表IV.2中所述的“个人用品”中包括日本长期专家及其家属个人使用的从海外带来的家庭用品。

3、关于R/D附表IV.2日方要求免征日本专家及其家属由海外带入的个人用车的关税和其他税金，中方表示为此继续努力。

4、双方确认，根据R/D附件II—1派遣的日本专家在中国进行技术转让时所使用的语言为日语，中方将配备合适的翻译。

5、关于R/D附件III.6.(4)中方表示从项目开始，为日方专家提供在北京市内必要的交通用车。

21  
2

14.7

附表1 中国北京消防训练中心项目设计矩阵

项 目 摘 要	指 标	指标数据的依据	外 部 条 件
<p>最终目标</p> <p>内容同附表1基本计划一样</p> <p>同 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●增加消防人员装备情况</li> <li>●加强消防城市实施情况</li> <li>●受培其它讲师派遣</li> </ul>	北京市消防局年度报告	中国的加强消防体制政策继续得到落实
<p>项目目标</p> <p>内容同附表1基本计划一样</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有特殊火灾情况所需</li> <li>●有培训器材设置情况</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●预算及定额表</li> <li>●培训器材目录</li> <li>●设施及培训记录</li> <li>●人员培训记录</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各单位负责人</li> <li>●推进防火、消防活动</li> <li>●北京市的加强消防体制</li> <li>●政策继续得到落实</li> <li>●(增加中队车辆等及加强各单位消防工作人员的培训)</li> <li>●完善和改进有关消防标准</li> </ul>
<p>成果</p> <p>同附表1基本计划一样</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●预算及人员配置情况</li> <li>●器材设置及维护管理情况</li> <li>●培训次数、课程及访问中心次数</li> <li>●教授人数</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 预算及定额表</li> <li>2. 器材清单</li> <li>3. 课程报告</li> <li>4. 年度登记及授课</li> <li>5. 培训实施表</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●接受培训人员学以致用</li> <li>●抗法规范得到加强</li> <li>●消防装备得到加强</li> </ul>

16.8

10  
16

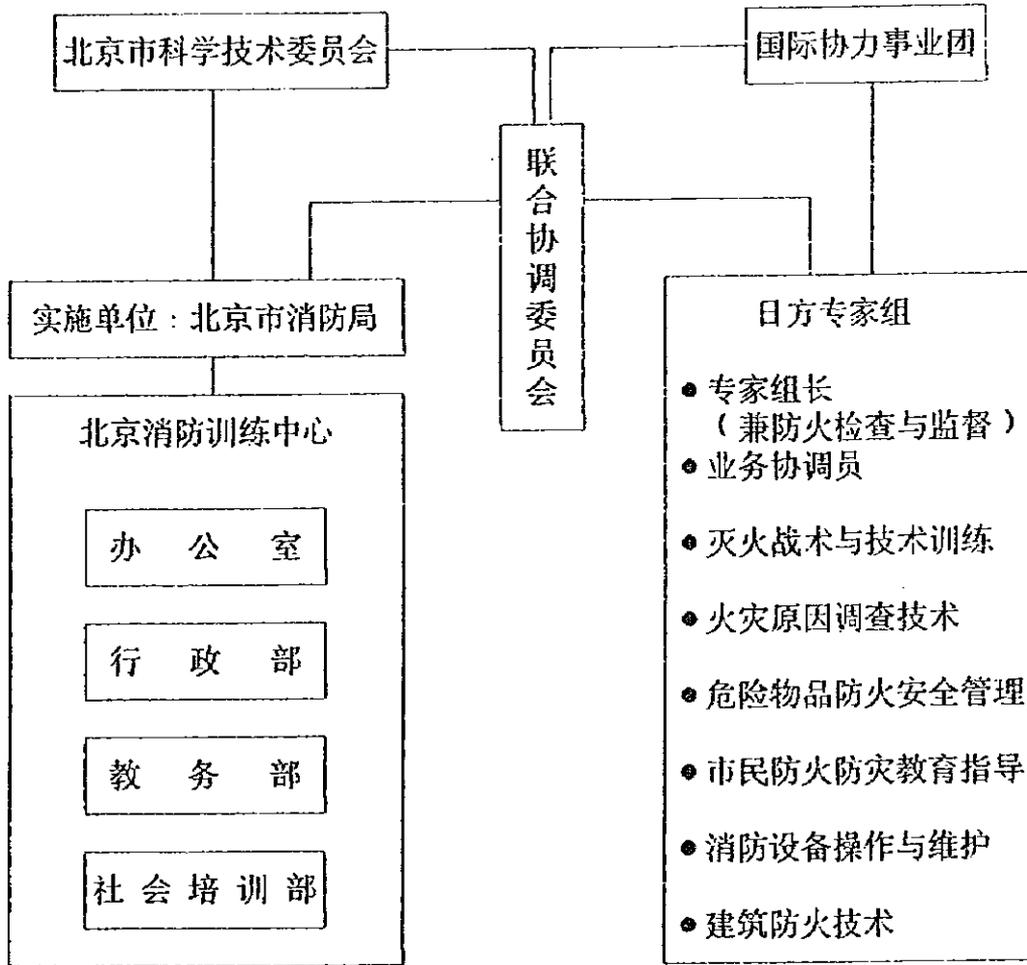
12.4

外部条件

<p>活动</p> <p>内容同附表 I 基本计划一样</p>	<p>投入</p> <p>中方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 设施、建筑物</li> <li>● 人员配备</li> <li>● 筹备处</li> <li>● 训练中心办公人员</li> <li>● 对口人员</li> <li>● 运行经费</li> </ul> <p>(工资、培训运行费用、设施维护管理费用、水、电、暖费用、其它管理费用)</p> <p>日方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 派遣专家</li> <li>● 长期专家、短期专家</li> <li>● 提供器材</li> <li>● 接收赴日研修人员</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指导教官 (对口人员)</li> <li>● 不离职</li> <li>● 确保消防局预算</li> </ul>
---------------------------------	--	---

10

附表2 项目实施体制



5

2

14.8

附表3 北京消防训练中心基建工程表

	改造规模	96年			97年			98年			备注				
		9	10	11	12	1	2	3	4	5		6	7	8	9
1. 总面积	27,376 m <sup>2</sup>	地质勘察			土地夯实			8月初试运行——正式运行			3/3得到基建许可				
2. 教学楼 防灾馆	R/C 4/0 3,150,75 m <sup>2</sup>				6月上旬施工——			5月完工			已开工				
3. 训练塔	R/C 8/1 954,22 m <sup>2</sup>				6月下旬施工——			5月完工			已开工				
4. 宿舍楼	R/C /1 2,050 m <sup>2</sup>				9月施工——			6月完工							
5. 附属设施	食堂、车库等 200 m <sup>2</sup>				4月施工——			8月完工							
6. 燃热训练 设施	R/C 1/0 未定				9月施工——			11月完工							
7. 室外工程	训练场地 环境绿化 门卫传达室等				6月施工——			8月完工							

16.9

✓

附表 4 对口人员配备计划表

合作领域	人数
1 . 管理人员	5 名
2 . 灭火战术与技术训练	6 名
3 . 防火检查与监督	3 名
4 . 消防设备操作与维护	2 名
5 . 市民防火防灾教育	2 名
6 . 火灾原因调查	2 名
7 . 危险物防火安全管理	2 名
8 . 建筑防火技术	3 名
合 计	2 5 名

21  
2

14.7

(3) 暂定实施計画

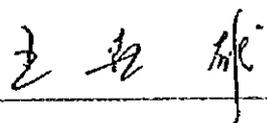
关于中国北京消防训练中心项目  
暂行实施计划

中华人民共和国有关部门与日方实施协议调查团共同制定了如附表所示的“中国北京消防训练中心”项目的暂行实施计划。该暂行实施计划是根据中华人民共和国有关部门与日方实施协议调查团所同意的会议纪要而制定的，该会议纪要是中日双方能够确保中国北京消防训练中心项目所在必要的预算为前提，本计划在项目实施过程中若有必要可在会议纪要框架 范围内变动。

本计划用中文、日文及英文写成各两份，具有同等效力。在解释上若有分歧时，应以英文文本为准。

北京

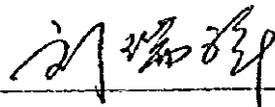
1997年8月14日



王世雄  
科学技术委员会副主任  
北京市  
中华人民共和国



山口胜己  
实施协议调查团团长  
国际协力事业团  
日本国



刘瑞祥  
消防局局长  
北京市  
中华人民共和国

## 中国北京消防训练中心项目 暂行实施计划

12-0  
2

投入/财政年度	1997/10~1998/3	1998/04~1999/03	1999/04~2000/03	2000/04~2001/03	2001/04~2002/03	2002/4~2002/9	备注
年	第1年		第2年		第3年		第4年
技术合作期限	97/10/1 2002/9/30						
(日方) 1、派遣日本专家的领域 1/长期专家 · 专家组长(兼防火检查与监督) · 业务协调员 · 灭火战术与技术训练 · 火灾原因调查技术 · 市民防火防灾教育指导 · 危险物品防火安全管理 · 消防设备操作及维护 2/短期专家							根据需要
2、接收进修人员	○	○	○	○	○	○	
3、提供器材		○					○表示器材到达时间
4、派遣调查团		▲ 计划协商		▲ 巡回指导 (中间评估)		▲ 评估	
(中方) 1、配备对口人员 2、负担当地经费 3、建设训练中心		98.8完工					

✓

(1) 討議議事錄

THE RECORD OF DISCUSSIONS  
BETWEEN JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM  
AND AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF  
THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA  
ON THE PROJECT FOR BEIJING MUNICIPAL EDUCATION AND  
TRAINING CENTER FOR FIRE FIGHTING AND PREVENTION

The Japanese Implementation Survey Team organized by the Japan International Cooperation Agency and headed by Mr. Katsumi YAMAGUCHI (hereinafter referred to as "the Team") visited the People's Republic of China for the purpose of working out the details of the technical cooperation program concerning the Project for Beijing Municipal Education and Training Center for Fire Fighting and Prevention in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese authorities concerned with respect to the desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned Project.

As a result of the discussions, the Team and the Chinese authorities concerned agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Done in duplicate in Japanese, Chinese and English languages, each text is considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

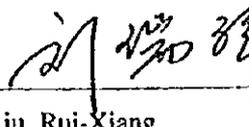
Beijing, August 14th, 1997



Katsumi, YAMAGUCHI  
Leader,  
Implementation Survey Team,  
Japan International Cooperation Agency



Wang Shi-Xiong  
Vice-President,  
Beijing Municipal Commission for  
Science and Technology,  
People's Republic of China



Liu Rui-Xiang  
Director,  
Beijing Fire Fighting Bureau,  
People's Republic of China

## THE ATTACHED DOCUMENT

### I. COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of the People's Republic of China will implement the Project for Beijing Municipal Education and Training Center for Fire Fighting and Prevention (hereinafter referred to as "the Project") in cooperation with the Government of Japan.
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

### II. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take, at its own expense, the following measures through Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") according to the normal procedures under the Technical Cooperation Scheme of Japan.

#### 1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

The Government of Japan will provide the services of the Japanese experts as listed in Annex II.

#### 2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

The Government of Japan will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as "the Equipment") necessary for the implementation of the Project as listed in Annex III. The Equipment will become the property of the Government of the People's Republic of China upon being delivered C.I.F. to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

#### 3. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

The Government of Japan will receive Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan.

### III. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure self-reliant operation of the Project during and after the period of Japanese technical cooperation, through the full and active involvement in the Project by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The Government of the People's Republic of China will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Chinese nationals as a result of Japanese technical cooperation will contribute to the economic and social development of the People's Republic of China.
3. The Government of the People's Republic of China will grant in the People's Republic of China privileges, exemptions and benefits as listed in Annex IV and will grant privileges, exemptions and benefits no less favorable than those granted to experts of third countries or international organizations performing similar missions to the Japanese experts referred to in

15-y

21

2

II-1 above and their families.

4. The Government of the People's Republic of China will ensure that the Equipment referred to in II-2 above will be utilized effectively for the implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.
5. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively in the implementation of the Project.
6. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to provide at its own expense for the Project :
  - (1) Services of the Chinese counterpart personnel and administrative personnel as listed in Annex V ;
  - (2) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI ;
  - (3) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the Equipment provided through JICA under II-2 above ;
  - (4) Means of transportation for the Japanese experts for official travel within the People's Republic of China and travel expenses within Beijing City ;
  - (5) Suitably furnished accommodation for the Japanese experts and their families.
7. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures to meet :
  - (1) Expenses necessary for the transportation within the People's Republic of China of the Equipment referred to in II-2 above as well as for the installation, operation and maintenance thereof ;
  - (2) Customs duties, internal taxes and any other charges, imposed in the People's Republic of China on the Equipment referred to in II-2 above ;
  - (3) Running expenses necessary for the implementation of the Project.

#### IV. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. Vice-President of the Beijing Municipal Commission for Science and Technology , as the Project Director, will bear overall responsibility for the administration and implementation of the Project.
2. Director of the Beijing Municipal Education and Training Center for Fire Fighting and Prevention (Vice-Director of Beijing fire fighting Bureau), as the Project Manager, will be responsible for the managerial and technical matters of the Project.
3. The Japanese Chief Advisor will provide necessary recommendations and advice to the Project Director and the Project Manager on any matters pertaining to the implementation of the

16. y

im

2

Project.

4. The Japanese experts will provide necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on technical matters pertaining to the implementation of the Project.
5. For the effective and successful implementation of technical cooperation for the Project, a Joint Coordinating Committee will be established whose functions and composition are described in Annex VII.

#### V. JOINT EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by the two Governments through JICA and the Chinese authorities concerned, at the middle and during the last six months of the cooperation term in order to examine the level of achievement.

#### VI. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China shall bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in technical cooperation for the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the People's Republic of China except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

#### VII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

#### VIII. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING AND SUPPORT TO THE PROJECT

For the purpose of promoting the support for the Project among the people of the People's Republic of China to the Project, the Government of the People's Republic of China will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the People's Republic of China.

#### IX. TERM OF COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five(5) years from October 1st, 1997.

15-y

21 21

## ANNEX J MASTER PLAN

### 1. Overall Goal

Fire service system of Beijing City is improved.

### 2. Project Purpose

The ability of the fire service of Beijing Fire Fighting Bureau is improved.

### 3. Outputs of the Project

- (1) the organizations and functions at the center are established
- (2) the equipment for the practice and training is prepared at the center
- (3) training courses for fire defense personnel and responsible persons in the field of fire defense are implemented.
- (4) the activities to disseminate the knowledge and information of disaster prevention for the Beijing citizen are improved.

### 4. Activities of the Project

#### (1)

- 1-1 To review fire defense system in Beijing including legislation, education and training, and technology of fire defense system.
- 1-2 To secure counterpart personnel, lecturer and administrative staff for the center
- 1-3 To establish the management system on the budgetary control, personnel affairs and institutional administration of the center.

#### (2)

- 2-1 To make the development plan of facilities and equipment of the center
- 2-2 To prepare the necessary equipment under the above (2-1) plan
- 2-3 To conduct the training on the operation and maintenance of the equipment.
- 2-4 To formulate the plan of sustainable maintenance of the facilities and equipment.

#### (3) [With regard to following seven courses :Fire fighting tactics and technical training, Fire inspection and supervision, Fire cause investigation techniques, Education and instruction of fire and disaster prevention for citizens, Fire protection management and safety control of hazardous materials, Operations and maintenance of fire protection equipment, Building fire safety technology.]

- 3-1 To investigate needs for training courses
- 3-2 To develop the curriculum and teaching materials
- 3-3 To train lecturers
- 3-4 To conduct the training courses
- 3-5 To evaluate the training courses

#### (4)

- 4-1 To establish exhibition room for citizen anti-disaster education inside the center
- 4-2 To improve the measure for citizen anti-disaster education

15-g

21 2

## ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

### 1. Long-Term Experts

- (1) Chief Advisor
- (2) Coordinator
- (3) Long-Term Experts in the following technical fields
  - a. Fire fighting tactics and technical training
  - b. Fire inspection and supervision
  - c. Fire cause investigation techniques
  - d. Education and instruction of fire and disaster prevention for citizens
  - e. Fire protection management and safety control of hazardous materials
  - f. Operations and maintenance of fire protection equipment
  - g. Building fire safety technology

Note: Chief Advisor may be in charge of one of the above-mentioned technical fields of the long-term experts, if necessary.

### 2. Short-Term Experts

Short-term experts will be dispatched if necessary, in the following technical fields;

- (1) Fire fighting tactics and technical training
- (2) Fire inspection and supervision
- (3) Fire cause investigation techniques
- (4) Education and instruction of fire and disaster prevention for citizens
- (5) Fire protection management and safety control of hazardous materials
- (6) Operations and maintenance of fire protection equipment
- (7) Building fire safety technology

Note: Field, number and term of assignment of short-term experts will be decided in consideration of the progress of the Project through mutual consultations in each Japanese fiscal year .

14.7

21 a

### ANNEX III LIST OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. Equipment for the field of fire fighting tactics and technical training
2. Equipment for the field of fire inspection and supervision
3. Equipment for the field of fire cause investigation techniques
4. Equipment for the field of education and instruction of fire and disaster prevention for citizens
5. Equipment for the field of fire protection management and safety control of hazardous materials
6. Equipment for the field of operations and maintenance of fire protection equipment
7. Equipment for the field of building fire safety technology

Note: 1. The above-mentioned equipment is limited to the equipment necessary for the transfer of technology by the Japanese experts.

2. Contents, specification and quantity of the above-mentioned equipment will be decided within the allocated budget for the Japanese fiscal year through mutual consultations.

14/2

14/2

#### ANNEX IV PRIVILEGES, EXEMPTION AND BENEFITS FOR JAPANESE EXPERTS

1. The Government of the People's Republic of China will exempt the Japanese experts and their families from income taxes and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowances remitted from abroad in relation to the implementation of the Project.
2. The Government of the People's Republic of China will exempt the Japanese experts and their families from import and export duties and any other charges imposed on personal articles and equipment necessary for the implementation of the Project, which may be brought in from abroad to or taken out of the People's Republic of China.
3. The Government of the People's Republic of China will offer medical services and facilities for the Japanese experts and their families.

14.4

14.4

2

## ANNEX V LIST OF CHINESE COUNTERPART AND ADMINISTRATIVE PERSONNEL

1. Project Director
2. Project Manager
3. Counterpart personnel for each following department:
  - (1) Fire fighting tactics and technical training
  - (2) Fire inspection and supervision
  - (3) Fire cause investigation techniques
  - (4) Education and instruction of fire and disaster prevention for citizens
  - (5) Fire protection management and safety control of hazardous materials
  - (6) Operations and maintenance of fire protection equipment
  - (7) Building fire safety technology
4. Administrative Personnel (including staff for Japanese experts)
  - (1) Chief and staff of administration section
  - (2) Secretaries
  - (3) Interpreters
  - (4) Typists
  - (5) Drivers
  - (6) Security guards
  - (7) Operators and maintenance personnel for equipment
  - (8) Other staff necessary for the implementation of the Project

16.4

21 2

## ANNEX VI LIST OF LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Necessary land, buildings and facilities for the implementation of the Project.
2. Buildings and facilities necessary for the installation and storage of the equipment provided by the Government of Japan.
3. Suitable office rooms and any other facilities necessary for the Japanese chief advisor, coordinator and other experts.

14.4

14.4

## ANNEX VII JOINT COORDINATING COMMITTEE

### 1. Functions

The Joint Coordinating Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises. The functions of the Joint Coordinating Committee are as follows:

- (1) To settle on an annual work plan of the Project in line with the tentative implementation schedule formulated under the framework of the Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation program of the Project based on the annual work plan;
- (3) To discuss and advise on major issues arising from or in connection with the technical cooperation program of the Project for the effective implementation of the Project..

### 2. Composition

#### (1) Chairperson

Vice-President of the Beijing Municipal commission for science and Technology

#### (2) Vice Chairperson

Director of Beijing fire fighting Bureau Director

#### (3) Chinese side

Representatives of State Science and Technology Commission People's Republic of China

Representatives of Fire Bureau Public Security Ministry People's Republic of China

Representatives of Beijing Municipal commission for science and Technology

Representatives of Beijing Municipal commission for Planing

Director of the Beijing Municipal Education and Training Center for Fire Fighting and Prevention

Vice-Director of the Beijing Municipal Education and Training Center for Fire Fighting and Prevention

Other members designated by the chairperson

#### (4) Japanese side

Chief Advisor

Coordinator

Other Japanese expert(s) appointed by the Chief Advisor

Members of the missions dispatched by JICA

Representatives of the JICA office in the People's Republic of China

Note: Official(s) of the Embassy of Japan in the People's Republic of China may attend the Joint Coordinating Committee meetings as observer(s).

u.g

M 2

(2) 暫定実施計画

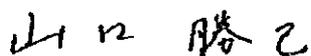
TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION OF  
THE PROJECT FOR BEIJING MUNICIPAL EDUCATION AND  
TRAINING CENTER FOR FIRE FIGHTING AND PREVENTION

The Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Authorities Concerned have jointly formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project for Beijing Municipal Education and Training Center for Fire Fighting and Prevention as annexed hereto.

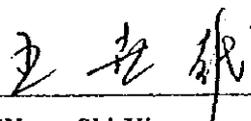
This has been formulated in connection with the Record of Discussions signed between the Japanese Implementation Survey Team and the Chinese Authorities Concerned with the Project for Beijing Municipal Education and Training Center for Fire Fighting and Prevention on the conditions that the necessary budget will be allocated for the implementation of the Project by both sides, and that the Schedule is subject to change within the framework of the Record of Discussions when the need arises in the course of the Project's implementation.

Done in duplicate in the Japanese, Chinese and English language, each text is considered equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

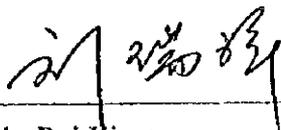
Beijing, August 14th, 1997



Mr. Katsumi, YAMAGUCHI  
Leader,  
Implementation Survey Team,  
Japan International Cooperation Agency,  
Japan



Mr. Wang Shi-Xiong  
Vice-President,  
Beijing Municipal commission for  
science and Technology,  
The People's Republic of China



Liu Rui-Xiang  
Director,  
Beijing Fire Fighting Bureau,  
People's Republic of China

Tentative Schedule of Implementation of the Project for Beijing Municipal Education and Training Center for Fire Fighting and Prevention

Input/Fiscal Year	1997/10	1998/04 ~ 1999/03	1999/04 ~ 2000/03	2000/04 ~ 2001/03	2001/04 ~ 2002/03	2002/04 ~ 2002/09	Remarks
	1st Year	2nd Year	3rd Year	4th Year	5th Year		
Period of Cooperation	1997/10/1					2002/9/30	
(Japanese side)							
1. Fields of Japanese experts							
1) Long-term experts							
• Chief Advisor							
(Fire inspection and supervision)							
• Coordinator							
• Fire fighting tactic and technical training							
• Fire cause investigation techniques							
• Education and instruction of fire and disaster prevention for citizens							
• Fire protection management and safety control of hazardous materials							
• Operations and maintenance of fire protection equipment							
• Building Fire safety technology							
2) Short-term experts							as necessary
2. Training of Counterpart Personnel in Japan	○	○	○	○	○	○	
3. Provision of Machinery and Equipment		○	○	○	○		○ shows expected time of arrival
4. Dispatch of Survey Team of China		▲ Consultation Team			▲ Advisory Team (Mid-term evaluation)	▲ Final evaluation Team	
(Chinese side)							
1. Assignment of counterparts							
2. Local running costs							
3. Construction of the Training Center							

14.2

14.2

2

## 第4章 プロジェクト実施上の留意点

### 4-1 中国側実施体制

本プロジェクトの中国側の実施機関は北京市消防局であり、北京市消防訓練センターは北京市消防局の組織の一つのセクションとして位置づけられる。

なお、長期調査時に中国側から提案のあったとおり、プロジェクトの総括責任者は過去に他のプロジェクトを手がけた実績のある北京市科学技術委員会副主任の王世雄氏、実施責任者は北京消防訓練センター主任（北京市消防局副局长）の蘇向明氏である旨確認した。

合同調整委員会の設置、構成、機能についても、長期調査時の提案どおりに合意した。

日本語通訳については、既に3名確保しており、必要があればさらに増員することも可能であるとの説明があった。

#### (1) 通算措置

本プロジェクトの5か年の予算計画は長期調査時から変更がない旨を確認した。また、これらの予算以外に消防設備士等の受講料もセンターの収入になる旨の説明が中国側からあった。

日本側から、プロジェクト運営予算が十分確保されるよう再度申入れを行った。

#### (2) カウンターパート及びセンター職員配置計画

実施協議調査を行った時点では、北京市消防局が組織改編の最中であり、カウンターパートがまだ決まっていない状態であった。

中国側は1997年9月上旬にリストを提出し、同10月1日までに人事異動を行うことを表明した。今後も、中国側に働きかけをし、カウンターパートリストを確実に入手する必要がある。

また、カウンターパートを専任とすること、プロジェクト期間中はカウンターパートの異動を行わないことを申入れ、中国側は了承した。

センターへの職員配置計画もカウンターパートと同様に9月初旬にリストを提出、10月1日までにセンターへの配置が行われることを確認した。

### 4-2 実施計画

暫定実施計画（TSI）については日本側案で合意され、1997年10月から5年間の技術協力を行うこととした。

### (1) 専門家派遣計画

専門家派遣の協力分野については、R/Dの付表Ⅱに示すように次の7分野とすることで合意した。

- a. 防火戦術及び技術訓練
- b. 防火検査と監督
- c. 火災原因調査技術
- d. 市民防火防災教育指導
- e. 危険物防火安全管理
- f. 消防設備操作及びメンテナンス
- g. 建築防火技術

このうち、初年度の専門家派遣計画については、チーフアドバイザー（防火検査と監督兼任）及び業務調整員の派遣を1997年10月に、「消火戦術及び技術訓練」の長期専門家の派遣を同12月以降に予定している。また、短期専門家の派遣は次年度以降を予定している。

なお、日本側の投入にかかる要請書のうちA1、A4フォームを1997年8月末までに、A2-3フォームを同10月末までに日本側に提出することを中国側は表明した。

### (2) 研修員受入れ計画

研修員の受入れについては、中国側では長期調査時の希望人数である25名を強く要望してきたが、調査団から25名の受入れは難しく、プロジェクト協力分野の技術研修のため日本側で受入れる中国側の人数は、プロジェクトの進捗状況及び日本側予算を考慮して決定される旨を伝え、日中双方で確認した。

現時点の日本側案では、全体計画では管理要員を含め20名程度、初年度計画では3名で1か月程度の研修を予定している。

なお、初年度受入れ予定の3名のうち2名については、中国側の希望も踏まえ「消火戦術及び技術訓練」分野のカウンターパートを受入れる予定である。

### (3) 機材供与計画

中国側では、北京消防訓練センターが北京市郊外に位置するため、専門家及び研修員の移動用車両の供与を強く望んでいる。これに対し日本側は、単なる移動用車両の供与は難しい旨を説明したが、中国側は引き続き検討してほしいとの対応であった。全体計画については、R/D付表Ⅲに示す分野の機材について、プロジェクトの進捗状況を考慮し、日本側の予算範囲で年度ごとに決定していく点で合意した。

初年度の供与機材は、「消火戦術分野の訓練機材」の高層訓練装置及び濃煙熱気訓練装置

そして「消火調査車両」及び「教材作成に必要な機材」を予定している。

#### (4) 研修コースの実施計画

専門家派遣後、協力7分野にかかるカリキュラム、教材の作成及び準備体制が整えられた段階で順次、研修コースを実施することを中国側と確認した。

研修コースの内容については、長期調査時に中国側から提出のあった計画について、各コースの対象とする人数、期間等につき、より現実的なものとする必要がある旨を調査団から指摘したのに対し、中国側もその必要を認め、専門家赴任後詳細を協議することとした。

### 4-3 研修計画

プロジェクト協力期間5年間の大まかな訓練実施計画は暫定実施計画（TSI）のとおりである旨の説明をし、中国側の子承を得た。

日本側の研修計画の基本的な考え方は次のとおりである。

長期専門家派遣前には、関連する分野のカウンターパートの研修を日本で行い、長期専門家派遣初期には短期専門家も派遣し、情報収集するとともに専門家によるカウンターパートの教育を行う。

長期専門家派遣中期には、収集した情報の分析と研修コースのカリキュラム及び教材の作成をカウンターパートと協力して実施する。

長期専門家派遣後期には、カウンターパートが中心となり研修コースを実施し、専門家はカウンターパートに助言しながら研修内容の軌道修正を行う。

中国側に研修計画案の有無について確認したところ、研修計画は日本側の専門家派遣計画に左右されるため、中国側では具体案を有していないとのことであった。また、中国側からチーフアドバイザーが兼務する防火検査と監督のコース開始時期及び期間について質問があり、期間は1年程度、時期は他の分野と調整する必要があるため現時点では確定していない旨説明をした。

中国側では消火戦術の研修コースの早期実施を希望しており、チーフアドバイザーもプロジェクト初期においては、消火戦術に尽力することとなる。また、プロジェクト体制の確立など考慮すると、防火検査と監督のコース開始時期についてはプロジェクト後期のチーフアドバイザー派遣時期に合わせることを望ましい。

### 4-4 センター工事進捗状況

#### (1) 現在の状況

実施協議調査時の北京消防訓練センター工事進捗状況は、教学棟・防災館及び高層訓練棟が既に着工されていた。教学棟・防災館は4階建てのうち2階まで、高層訓練棟は地下1階

地上 8 階建てのうち 1 階まで工事は進行していた。

## (2) 今後の建設計画

全体の工事進捗状況は長期調査時より若干遅れ気味であるが、施設全体の竣工及び運営開始は計画どおり 1998 年 8 月の見込みである。実施協議調査時に確認した工事予定は、北京消防訓練センター建設工程表 (R/D 覚書の別添 3 参照) に示すとおりである。

なお、長期調査時には未定であった耐熱耐煙訓練施設の平面図を中国側から入手した (図-1 参照)。耐熱耐煙訓練施設の概要は次のとおりである。

- ・ 目的：訓練施設内を濃煙・高熱状態とし、実火災に対応する消防活動訓練に活用する。
- ・ 構造等：鉄筋コンクリート造 地上 1 階建
- ・ 通路部面積：約 297m<sup>2</sup>
- ・ 通路部全長：86.2m
- ・ 通路部高さ：3.3m

## (3) 供与機材の設置にかかる設計指導

初年度供与を予定している機材の設計について指導した内容は次のとおりである。

- 1) 高層訓練棟の屋内消火栓箱の設置位置を規範に基づき、室内から廊下側へ変更するよう指導した。
- 2) 電力供給の必要な機材の位置を指示し、分電盤のおおむねの位置について助言した。なお、初年度機材の供与時期は来年 8 月以降になる見込みである旨を中国側に伝え、機材の搬入が主な施設の竣工後になるため、搬入口の確保について助言した。



